

会 議 議 事 録

1 会議名	令和8年度第2回長岡市入札監視委員会
2 開催日時	令和8年7月27日（月曜日） 午後3時から午後5時15分
3 開催場所	アオーレ長岡東棟3階 301会議室
4 出席者名	（委員） 細貝委員長 山下副委員長 長谷川委員 村越委員 （五十音順） （事務局） 小熊財務部長 桜井工事検査監 契約検査課 佐藤課長 池嶋工事監理担当課長 大平課長補佐 清水係長 須佐主事 米田主事 横澤主事
5 欠席者名	茂澤委員
6 議題	（1） 入札・契約案件の個別審査について （2） 最低制限価格同額入札案件について
7 審議結果の概要	（1） 入札・契約案件の個別審査について ・入札を3回行った案件一覧（前回の質問事項） 資料No.1 について説明 ・個別審査案件一覧 資料No.2 について説明 （2） 最低制限価格同額入札案件について 資料No.3 について説明
8 審議の内容	
	3 議題 （1） 入札・契約案件の個別審査について ・入札を3回行った案件一覧（前回の質問事項） 資料No.1 「3回入札を行った案件一覧」 〈質疑応答〉

委員	(意見、質疑応答) 資料 NO.1の案件 5 件とも 3 回目の入札を行った経緯は、2 回入札を行い競争が働かなかったということだが、5 件とも 3 回目の入札は設計変更を行っているのか。
事務局	設計内容を変更して実施している。
委員	2 回入札を行い随意契約に移行するものと、3 回目の入札を行う案件がある。3 回目の入札を行う場合、工期が短縮されたり、発注時期が遅れることもある。しっかりした理由を作って、随意契約に持っていくことができれば、工事が契約しやすくなることもある。しっかりとしたルール作りが必要と思われる。
事務局	承知した。
委員	入札調書 4 番の 2 回目の入札では応札者が無かったが、理由があるのか。
事務局	制限付き一般競争入札の工事であるため、業者が抱えている工事が多かったり、工事内容から参加を見送る判断をした業者がいたと考える。3 回目の入札については、2 回目の入札から 2 か月ほど期間を空けたところ応札者がいたため、タイミングの違いにより応札者数に影響したと考える。
委員	3 回目の入札では、予定価格が 2 回目の入札時から 5 0 0 万円ほど増額されている。工事内容を見て、入札を見送る業者がいた場合、3 回目の入札時に予定価格を増額せざるを得ないことが常態化すると問題だと思うが、そういったことはあるか。
事務局	金額面は公共積算のルールに基づいて、設計を行っている。業者が応札していないという理由で、予定価格を増額させてはいない。改めて設計を見直し、3 回目の入札を行っている。2 回目の入札では、1 0 月の入札で工期が半年ほどしかなかったため、応札がなかったと推測される。3 回目の入札では、次年度へ繰り越すことが前提としてあったため、応札者がいたと考える。

委員	承知した。もし、応札の有無によって予定価格等が変動して、結果として何かふさわしくない入札結果が続いたというようなことがあれば、この入札監視委員会でチェックすべき、という見立てでも必要と考えているがよろしいか。
事務局	承知した。
委員	・個別審査案件一覧（令和８年２月～４月分） 資料№.２ 「個別審査案件一覧（令和８年２月～４月分）」 案件抽出理由について 次の理由により10件を抽出した。 案件①：設計額が高額で、くじ引きで落札者を決定、落札価格と最低制限価格が同額であること 案件②：くじ引きで落札者を決定、落札価格と最低制限価格が同額の業者がいたこと 案件③：落札率が90%以下で、くじ引きで落札者を決定していること 案件④：１者のみ落札金額と最低制限価格が同額であること 案件⑤：入札に参加した業者が少なく、落札率が高く、最低制限率と落札率との差が大きいこと 案件⑥：落札率が高く、最低制限率と落札率との差が大きいこと 案件⑦：辞退者が多く、くじ引きで落札者を決定、落札価格と最低制限価格が同額であること 案件⑧：落札率が100%と高く、最低制限率と落札率の差が大きいこと 案件⑨：④と同様 案件⑩：初度入札が不調で、再度入札を行っていること 個別審査案件① 1018667 建配債第２号 〈質疑応答〉 応札した１２者中、１１者が最低制限価格と同額という結果は、高額な案件ではあるが、積算しやすい案件ということか。
事務局	そのとおりである。

委員	最低制限価格と同額の業者がいた場合は調査を実施するのか。
事務局	最低制限価格と同額の業者が 1 者のみの場合、調査を実施する。 最低制限価格と同額の業者が複数者の場合、積算の容易な案件と判断して調査は実施しない。
個別審査案件② 1018699 7 道整補経第 3 号	
〈質疑応答〉	
委員	くじ引きにより、落札者を決めることについて業者から意見はあるか。
事務局	昨年度まで採用していた変動型の最低制限価格制度の場合、どれだけ積算を精緻に行ったとしても、変動する最低制限価格によって積算の努力が認められないというような意見があった。固定型の最低制限価格制度を採用してからは、適切に積算すれば最低制限価格と相違ない積算が可能である。その上でくじ引きにより決定するのであれば、むしろ競争の中で決まっているという点で平等だという意見があった。固定型にしたことでくじ引きになる案件が多くなったが、今年度から電子くじを導入したことにより、業者がくじ引きのために来庁していた負担も減っている。
委員	くじ引きになる案件が多くなると、同じ応札者が連続でくじに当選するようなことがあれば、その応札者が当選した案件を片方辞退するようなことが起こるのではないか。また、同じ応札者が連続で当選すると不公平感が残るのではないか。
事務局	くじで当選した応札者には案件を受けていただくことを基本としている。予め受注が難しい工事については、入札への参加を控えていただいている。入札に参加する以上は、くじを含めて落札者となる可能性があることを前提に参加していただいている。
委員	応札者もその認識があるということで良いか。
事務局	そのとおりである。
個別審査案件③ 1018619 7 橋修補第 2 8 号	

委員	〈質疑応答〉 最低制限価格が予定価格の 90 %を下回っているが、理由があるのか。
事務局	固定型による最低制限価格の算出は、工事費内訳書の各費目に一定の率を乗じて算出している。このうち、直接工事費は予定価格の 100 %で算出しているが、共通仮設費、現場管理費については予定価格の 90 %、一般管理費等については 68 %としてその合計で最低制限価格を算出している。そのため、工事費全体に占める直接工事費の割合が少ない場合に、最低制限価格の割合が 90 %を下回ることがある。
委員	この案件で、最低制限価格と同額で応札した 2 者は、この算定式も踏まえて適切に積算できたということか。
事務局	そのとおりである。 個別審査案件④ 1018693 7 経地建補雪防柵第 1 号 質疑なし 個別審査案件⑤ 1018610 北事土与工第 4 号 〈質疑応答〉
委員	この案件は、落札者の応札額が最低制限価格より 70 万円ほど離れているが、他の工事と比較して設計額の積算は難しいのか。
事務局	応札者が 2 者しかいないため、断言しづらい。
委員	応札者が少ない理由は何が考えられるか。
事務局	第 1 期の工事でも 2 者のみの応札である。時期であったり、工事の内容による結果かと思うが、一概には言えない。 個別審査案件⑥ 1018620 地建狭道改柵第 3 号 〈質疑応答〉
委員	この案件は、最低制限率と落札率の差が大きいが、設計額の積算が難しい案件だったのか。

事務局	道路改良工事であるため、内容によって設計額の積算のしやすさが変わるが、全者が落札することを優先して最低制限価格に近い応札額にする場合と、利益確保を優先して最低制限価格をあえて狙わない場合がある。今回は後者で、競争力があまり働かなかったと考える。
委員	業者の所在地が、すべて栃尾地域であるが、これは長岡市と災害協定を結んでいる業者であるためか。
事務局	そのとおりである。
委員	栃尾地域のみ災害協定を結んでいるわけではなく、工事場所が栃尾地域であるため、栃尾地域に所在地がある業者から指名しているということによいか。
事務局	そのとおりである。災害協定を結んでいる業者のうち、工事現場の地域と同じ会社所在地の地元業者を指名することで、災害時に対応できるようにしている。最低５者指名するが、地域要件に該当する業者が５者に満たない場合は、隣の地域に会社所在地がある業者を指名する場合もある。
委員	この案件では、要件が土木一式の登録があり、長岡市と災害協定を結んでいて、栃尾地域に会社所在地がある業者が９者だったため、指名が９者なのか。
事務局	この案件についてはそうである。
委員	仮に、地域によっては要件に該当する業者が５者だった場合、指名数は５者になるのか。
事務局	そのとおりである。
委員	個別審査案件⑦ 1018622 建配更債第４号 〈質疑応答〉 辞退者が多い理由はあるか。

事務局	工事内容や業者の受注工事が重なって、辞退者が増えたと考えられる。
委員	できない工事には参加しない原則があるはずだが、参加申請後にやっぱりできないとなった場合に辞退となるのか。
事務局	本案件は指名競争入札であるため、業者は指名を受けた時点で状況により辞退している。
委員	本案件も、くじ引きにより落札決定をされているが、最低制限価格を固定型にしたことで、くじ引きの件数は増えたのか。
事務局	固定型になってからは、全体件数の２割ほどが、最低制限価格と同額によるくじ引き又は同額調査の対象となっている。
委員	変動型だった頃は、くじ引きになることはあったのか。
事務局	くじ引きになることはあるが、件数は少ない。
委員	くじ引きの制度は、以前からあるのか。
事務局	くじ引きの制度は、以前からある。
委員	くじ引きの制度は以前からあったが、変動型最低制限価格では最低制限価格が変動するため、予想が当たりにくく、くじ引きになるケースが少なかったが、固定型最低制限価格になり正確に積算できるようになったため、くじ引きになるケースが増えたということか。
事務局	そのとおり。
委員	くじ引きを行うことによる弊害や良くなったことなどはあるか。
事務局	くじ引きの多発を懸念する意見もあるが、変動型最低制限価格制度によりくじ引きが減少した際には、むしろ積算能力が結果に反

	映されにくくなったとの声があった。くじ引きは運による面もあるものの、それ以前はくじ引きへの参加という競争の土俵に上がれないことへの不満が大きかったため、固定型への移行後は特段の不満は寄せられていない。
委員	最低制限価格と同額の応札額である業者が複数いるケースがあるため、最低制限価格の固定型の算定に変更を加えることはあるか。
事務局	他市町村では、固定型の算定に変更を加えている場合等もあるが、長岡市としては最低制限価格と同額の応札ができる業者の積算能力も重視している。
委員	将来的に業者の積算能力が向上すると、最低制限価格と同額の業者が増えることになる。市民目線としても情報の漏洩が疑われるのではないか。
事務局	市民へ丁寧な説明が必要と考える。
委員	変動型から固定型へ移行するに当たっては、情報漏洩のリスクが懸念事項の一つだった。そのため、固定型へ制度変更した後に不自然な落札状況がないかをどのようにモニタリングしていくかは、一つの課題だと考える。
事務局	制度改正の際に情報漏洩の問題をご指摘いただき、担当課と契約検査課間の情報のやり取りで情報漏洩が起こらないようにしたり、議題（２）の「最低制限価格同額入札案件の調査」で確認したりするなどの対策を行っている。
	個別審査案件⑧ 1018665 7 耐水補第2号 〈質疑応答〉
委員	予定価格と同額の応札者に対しては、調査はあるのか。
事務局	調査はない。
委員	最低制限価格未満で失格した業者は、最低制限価格と1万円の差

	であり、正確性の観点ではこの業者がより正確な積算ができたように感じられるがどうか。
事務局	結果を見る限り、最低制限価格未満で失格になった業者はある程度正確に積算し、かつ落札したいという意思を持って最低制限価格に近い金額で入札してきたように見える。ただし、落札した業者も正確に積算はしていたが、利益を確保し、より高い金額で落札できればという意図で入札をしてきた可能性がある。一概に失格になった業者の方が積算能力が高いとは言えない。
委員	最低制限価格を狙いすぎると失格になってしまうことに業者から不満は出ないのか。
事務局	長岡市では、最低制限価格の算出に当たり、1万円単位で端数調整を行っている。しかし、積算が難しい案件では、最低制限価格に近い金額で応札したにもかかわらず失格となる事例も見受けられる。全体の端数処理方法は公表しているものの、各費目の積み上げ方や端数処理の違いにより、算出結果に差が生じている可能性がある。
委員	個別審査案件⑨ 1018689 特交債第2号 〈質疑応答〉 長岡市内に本社がある業者と県内に本社があり長岡市内に支店、営業所がある業者がそれぞれ応札しているが、長岡市内に本社のある業者がより正確な積算をしているのは偶然ということで良いか。
事務局	そのとおりである。
委員	個別審査案件⑩ 1018612、1018630 北事土与工第5号 〈質疑応答〉 1回目と2回目の入札は同じ条件か。
事務局	そのとおりである。
委員	2回目の再入札の応札額は、1回目の初度の応札額と比べてかな

	り低い応札額であるが、業者は赤字覚悟との見方もできるのか。
事務局	1 回目の入札取止めを受けて、市側の積算に誤りがないか再度確認した。確認した結果、積算に誤りがなかったため設計額は正当と判断し、同じ条件で 2 回目の入札を行った。
事務局	必ずしも業者は最低制限価格を目指すわけではなく、落札への意欲によって応札額も変わってくると思う。それが初度の応札額に結果として現れたと推測する。
委員	本案件のように、解体工事は実際に現場で見ないと分からない部分もあると思う。そういった理由から業者によって応札額に差があるのか。
事務局	解体の難易度もあると思うので、高めの応札額を最初に設定したと考える。
	(2) 最低制限価格同額入札案件について 資料№.3 「最低制限価格同額（近似値）入札案件一覧（令和 8 年 5 月～ 6 月）」 〈質疑応答〉
委員	最低制限価格と同額で応札した業者が 1 者の場合で、調査票の事前調査で該当しない項目がある場合に、当該業者に対してヒアリングを実施するということだが、どのように業者に連絡し、どのような資料の提出を求めるのか。
事務局	応札業者に入札の保留通知を出した上で、対象業者に連絡して積算資料の提示を求めている。また、併せて見積もり等をどの業者から徴取したかヒアリングを行っている。
委員	入札に参加する業者は、最低制限価格と同額で応札した業者が 1 者だった場合に、事前に調査される可能性があることは承知しているのか。
事務局	承知している。

委員	保留通知が出たときに同額だったことは業者は分かるのか。
事務局	入札に参加されている業者には、最低制限価格と同額で入札した業者が1者であり、調査を行うために落札決定を保留する旨を記載した保留通知書を送付している。
委員	調査して問題がなければ、開札当日中に落札決定されるのか。
事務局	そのとおりである。
委員	資料No.3 別添参考資料について、工事費内訳書は、長岡市の予定価格と対象事業者の応札額を比較しているが、市の最低制限価格と対象事業者の応札額とを比較するべきではないか。
事務局	長岡市は予定価格の算出基準となる工事費内訳書を作成しており、対象事業者は応札額の内訳書を提出している。調査においては、この二つの内訳書を比較して調査し、その中で直接工事費の比較を行い、対象事業者が費用を削った部分を確認している。市では、あらかじめ最低制限価格のための内訳書を作成しているわけではない。
委員	最低制限価格は後から算出されるものか。また、算定式はどのようなになっているのか。
事務局	長岡市ではまず予定価格を積算し、その基礎となる工事費内訳書を基に、算定式を使って最低制限価格を算出している。具体的には、直接工事費を100%、共通仮設費及び現場管理費を90%、一般管理費等を68%として算出しており、この算定式は公表している。ただし、業者が必ずしもこの算定式どおりに積算しているとは限らない。長岡市では最低制限価格と同額で応札された案件について、「直接工事費が概ね一致しているか」、「市の積算が全て公表されている単価・歩掛を使用しているか」を確認している。これに該当しない場合は、業者へヒアリングを行い、自社で積算したものか確認している。

委員	対象事業者の工事費内訳書の合計額が、1万円単位の切りの良い金額となるのはなぜか。
事務局	長岡市では最低制限価格について1万円未満の端数を切り上げ、1万円単位となるように積算している。対象事業者は、一般管理費等で端数調整を行っていると思われる。
委員	端数処理を行っているため1万円単位となるが、実際は1万円未満の誤差が生じているということか。
事務局	そのとおりである。
委員	端数処理の切り上げ、切り捨てについても、重要な要素であると思われる。
事務局	算式の公表内容には、1万円未満の端数処理の方法も含まれている。
委員	直接工事費を正確に積算できれば、共通費については、工事の規模ごとに定められた率に基づき算出できる。業者は、そのうえで最低制限価格に合うように、共通費の部分を落として調整しているものと考えられる。
委員	最低制限価格制度として固定型を採用した結果、業者が最低制限価格と同額の積算ができるのであれば、競争性が損なわれるのではないか。
事務局	業者が適切な積算を行った結果、最低制限価格と同額の応札額であっても利益を確保できると判断する場合もあると考える。一方で、利益を考慮してあえて応札額を上げる業者もいる。長岡市としては適切な積算を行った上での業者の判断を重視している。
委員	他の市町村や国で、最低制限価格と同額で落札される案件の割合について確認したことはあるか。
事務局	固定型最低制限制度の導入時に確認している。また、令和元年度

委員 事務局 事務局	に変動型最低制限価格制度を採用する際にも調査を行ったことがある。 最低制限価格と同額となる案件について、ルールに基づいて運用されていれば問題ないを考える。また、他の市町村や国、同規模自治体と比較して、その割合が同程度であれば問題ないと思われる。 他自治体が最低制限価格と同額になる案件の割合を把握していないが、比較可能な資料があれば、今後、本委員会に提示したい。 全体を通して (意見、質疑応答) 市の積算や予定価格決定までのプロセス、予定価格等の取扱いについては、本委員会でこれまで十分に説明する機会がなかったと思われる。そのため、今後の委員会において改めて説明させていただきたい。
9 会議資料 別添のとおり	